

## 第10章 被害救済等

### 第1節 公害健康被害補償制度

#### 1 制度の概要と府下の状況

大気汚染の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）により、これまで汚染原因者の負担によりその被害者に対し、医療給付・障害補償等が行われるとともに、被害者の福祉に必要な事業が実施されてきたところである。

府域では、従来から大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっていたが、昭和63年3月以降は、法律改正により新たな患者の認定は行われず、既に認定を受けた患者の補償、認定の更新などが行われている。

なお、旧指定地域における本制度の対象者は、各市長により認定されており、その認定状況は表2-10-1のとおりである。

表2-10-1 公害健康被害者認定状況

#### (1) 指定地域別認定状況

(平成5年3月31日現在)

地 域	認定患者数	左のうち取消数			現存認定患者数
		治 癒 等	死 亡	転 出	
大 阪 市 全 域	39,214人	13,745人	8,791人	667人	16,011人
豊 中 市 南 部	1,172	443	216	44	469
堺 市 西 部	6,403	1,064	1,617	96	3,626
吹 田 市 南 部	761	149	160	37	415
守 口 市 全 域	5,316	2,041	666	181	2,428
東 大 阪 市 中 西 部	5,227	1,062	963	166	3,036
八 尾 市 中 西 部	2,676	514	543	108	1,511
計	60,769	19,018	12,956	1,299	27,496

(2) 各年度末現存認定患者数の推移

年 度	昭 6 3	平 元	2	3	4
各年度末現存認定患者数（人）	34,103	32,258	30,620	28,962	27,496

**2 健康被害予防事業の実施**

大気の汚染の影響による健康被害を防止するため、昭和63年度から、健康被害予防事業を実施している。

平成4年度は、健康被害予防事業のうち、環境改善事業について、府立高校2校で大気浄化植樹事業を実施した。

**3 公害病認定患者死亡見舞金の支給**

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金（5万円）を支給することとしており、平成4年度は438名の死亡者の遺族に対し、総額2,190万円を支給した。

**4 公害医療研修事業に対する助成**

公害医療に対する認識と理解を深め、公害健康被害補償制度の適正な運営に寄与することを目的として、公害医療に関する研修事業を実施している社団法人大阪府医師会に対し、150万円の助成を行った。

## 第 2 節 公害等の苦情及び紛争の処理

### 第 1 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が平成 4 年度に取り扱った公害苦情取扱総件数は5,716件であり、このうち新規に直接受理した件数は4,391件となっている（表 2-10-2）。

表 2-10-2 公害苦情取扱件数

（単位 件）

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度 からの 繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村・他府県	警察	国の機関	
平 4	5,716	4,391	63	51	11	1	1,262
平 3	5,741	4,455	65	59	4	2	1,221

#### 1 苦情の発生状況

##### (1) 公害の種類別苦情件数

平成 4 年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型 7 公害に関する苦情が3,435件で全体の78.2%を占めており、このうち騒音に関するものが1,510件で最も多く、全体の34.4%を占め、次いで大気汚染730件（16.6%）、悪臭623件（14.2%）、水質汚濁351件（8.0%）、振動218件（5.0%）となっている（図 2-10-1、表 2-10-3）。

図 2-10-1 公害の種類別苦情件数の推移

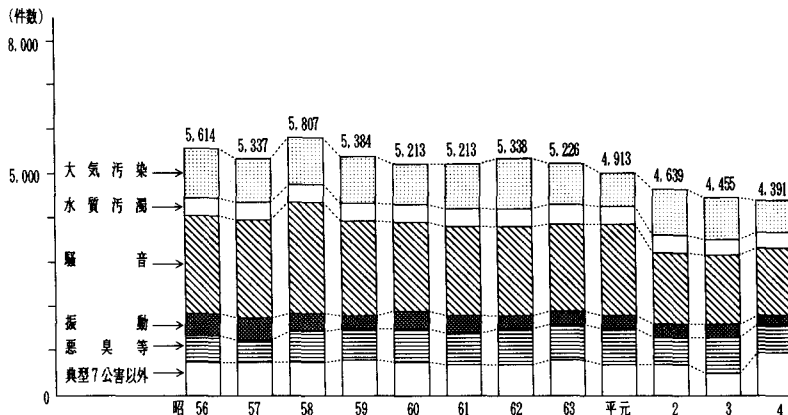


表 2 - 1 0 - 3 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度	平 4		平 3	
	件 数	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
典型 7 公害	大 気 汚 染	730	16.6 %	921	20.7 %
	水 質 汚 濁	351	8.0	338	7.6
	土 壌 汚 染	2	0.0	2	0.1
	騒 音	1,510	34.4	1,678	37.6
	振 動	218	5.0	188	4.2
	地 盤 沈 下	1	0.0	0	—
	悪 臭	623	14.2	662	14.9
	計	3,435	78.2	3,789	85.1
典型 7 公害 以外のもの	日 照 阻 害	1	0.0	0	—
	電 波 障 害	45	1.0	24	0.5
	廃 棄 物	171	3.9	127	2.8
	そ の 他	739	16.9	515	11.6
	計	956	21.8	666	14.9
合 計		4,391	100.0	4,455	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては、「典型7公害」欄に計上した(以下、表2-10-8についても同じ)。

(2) 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」とでは、「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が387件で最も多く、全体の11.3%を占め、次いで繊維・衣服製造業93件(2.7%)、木材・家具・木製品製造業71件(2.1%)、機械・器具製造業68件(2.0%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が608件で最も多く、全体の17.7%を占め、次いで商店・飲食店368件(10.7%)、一般家庭179件(5.2%)となっている(表2-10-4)。

表 2-10-4 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		平 4								平 3		
		大 気	水 質	土 壌	騒 音	振 動	地 盤	悪 臭	合 計			
		汚 染	汚 濁	汚 染			沈 下		件 数	構成比	件 数	構成比
生 産 工 場	食 料 品	6	20		20	2		19	67	1.9%	92	2.4%
	織 維 ・ 衣 服	24	10		35	10		14	93	2.7	107	2.8
	木 材 ・ 家 具 ・ 木 製 品	30	1		27	1		12	71	2.1	84	2.2
	パ ル プ ・ 紙 製 品	5	2		9	1		1	18	0.5	28	0.7
	石 油 ・ 化 学 製 品	13	3		9			22	47	1.4	87	2.3
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	1			7	2		8	18	0.5	22	0.6
	窯 業 ・ 土 石 製 品	11	3		14	3		5	36	1.0	48	1.3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 金 属 製 品	76	25		174	50		62	387	11.3	470	12.4
	機 械 ・ 器 具	15	1		30	4		18	68	2.0	106	2.8
	そ の 他	45	20		60	3		44	172	5.0	183	4.8
計	226	85	0	385	76	0	205	977	28.4	1,227	32.3	
生 産 工 場 以 外 の も の	修 理 工 場	25	5		10	1		19	60	1.8	40	1.1
	土 木 ・ 建 築 工 事	162	17		319	76		34	608	17.7	681	18.0
	交 通 機 関	13	1		47	31		2	94	2.8	84	2.2
	牧 畜 ・ 養 豚 ・ 養 鶏 場	2	5					11	18	0.5	16	0.4
	下 水 ・ 清 掃 事 業	2	8		2			23	35	1.0	28	0.7
	娛 楽 遊 興 ス ポ ー ツ 施 設	3	2		45			2	52	1.5	44	1.2
	一 般 家 庭	14	23		98	1		43	179	5.2	193	5.1
	鉱 業	1							1	0.0	3	0.1
	商 店 ・ 飲 食 店	19	9		289	3		48	368	10.7	413	10.9
	事 務 所	11	1		11	1		8	32	1.0	36	1.0
そ の 他	219	53	1	269	23	1	115	681	19.8	729	19.2	
不 明	33	142	1	35	6		113	330	9.6	295	7.8	
計	504	266	2	1,125	142	1	418	2,458	71.6	2,562	67.7	
合 計	730	351	2	1,510	218	1	623	3,435	100.0	3,789	100.0	

(3) 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,000件と最も多く、全体の29.1%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では1,712件と全体のほぼ半数(49.8%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が934件(27.2%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が435件(12.7%)となっている(表2-10-5)。

表2-10-5 被害の地域別苦情件数

被害発生地域	年度 公害の種類	平 4							平 3			
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音 振動	地盤 沈下	悪臭	合 計				
		件数	件数	件数	件数	件数	件数	構成比	件数	構成比		
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	21	16		64	3		15	119	3.5	147	3.9
	第2種住居専用地域	120	78		253	33		109	593	17.2	634	16.7
	住居地域	178	77		500	76		169	1,000	29.1	1,154	30.5
	小 計	319	171		817	112		293	1,712	49.8	1,935	51.1
	近隣商業地域	14	7		87	7		24	139	4.1	136	3.6
	商業地域	39	1		186	13		57	296	8.6	370	9.8
	小 計	53	8		273	20		81	435	12.7	506	13.4
	準工業地域	167	81	1	245	63		137	694	20.2	762	20.1
	工業地域	58	11		52	16		46	183	5.3	203	5.4
	工業専用地域	29	1		8	3		16	57	1.7	66	1.7
小 計	254	93	1	305	82		199	934	27.2	1,031	27.2	
そ の 他	87	64	1	115	4		43	314	9.1	306	8.0	
計	713	336	2	1,510	218		616	3,395	98.8	3,778	99.7	
都市計画区域以外の区域	17	15				1	7	40	1.2	11	0.3	
合 計	730	351	2	1,510	218	1	623	3,435	100.0	3,789	100.0	

(4) 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が2,540件で最も多く、全体の73.9%を占め、次いで健康に対する被害347件(10.1%)、財産に対する被害223件(6.5%)となっている(表2-10-6)。

表2-10-6 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	平 4								平 3		
		大 気	水 質	土 壌	騒 音	振 動	地 盤	悪 臭	合 計			
		汚 染	汚 濁	汚 染	騒 音	振 動	沈 下	悪 臭	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
健 康		73	8		213	12		41	347	10.1%	222	5.9%
財 産		137	18	1	17	42	1	7	223	6.5	254	6.7
動 物 ・ 植 物		7	36						43	1.3	47	1.2
感 覚 的 ・ 心 理 的		487	267	1	1,063	150		572	2,540	73.9	2,798	73.8
そ の 他		26	22		217	14		3	282	8.2	468	12.4
合 計	件 数	730	351	2	1,510	218	1	623	3,435	-	3,789	-
	構 成 比	21.9%	10.2	0.1	44.0	6.3	0.0	18.1	-	100.0	-	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

2 苦情の処理状況

平成4年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは4,469件で、取扱い件数5,716件の78.2%を占めている（表2-10-7）。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,423件と最も多く、全体の31.8%を占め、次いで原因物質の除去等569件（12.7%）、作業の停・廃止、行為の中止428件（9.6%）、生産工程・作業方法の改善333件（7.5%）となっている（表2-10-8）。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表2-10-9及び表2-10-10のとおりであり、農業関係の苦情処理状況は表2-10-11のとおりである。

表2-10-7 苦情処理件数

(単位 件)

年度	合 計	処 理 件 数						そ の 他 翌年度へ 繰 越 等
		解 決 (直接処理)	他 機 関 へ の 移 送					
			計	市町村・ 他 府 県	警 察	国 の 機 関	他 の 機 関	
平 4	5,716	4,469	123	39	13	1	70	1,124
平 3	5,741	4,347	106	35	8	4	59	1,288

表2-10-8 公害苦情の直接処理内容（平成4年度）

公害の種類 処理内容	典型7公害									合計	
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計	典型7公害以外の苦情	件数	構成比
工場等移転	8			23	2		6	39		39	0.9%
機械施設の移転	2			23	5		6	36	2	38	0.8
機械施設の改善	39	13		146	8		43	249	5	254	5.7
故障の修理復旧	22	13		41	5		17	98	2	100	2.2
生産工程・作業方法の改善	123	17		121	22		43	326	7	333	7.5
作業時間の変更	4	1		120	2		3	130		130	2.9
作業停止・廃止行為の中止	186	9		112	16		47	370	58	428	9.6
原因物質の除去等	25	43	1	13	1		46	129	440	569	12.7
被害者の建物等への防止対策	4			3			2	9	22	31	0.7
府・市町村の措置又は説明に納得	194	140	1	527	88	1	197	1,148	275	1,423	31.8
防除機械・施設の新設	56	5		85	10		45	201	9	210	4.7
その他	146	78		337	44		183	788	126	914	20.5
合計	809	319	2	1,551	203	1	638	3,523	946	4,469	100.0

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表2-10-9 府警察機関における公害関係苦情処理状況（平成4年中）

区分	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	廃棄物	その他	合計
		処説論等	15	4	6,127	53	101	116
行政引継(通報)	2	34	38	32	122	27	255	
理措置不能	28	33	984	52	144	54	1,295	
合計	45	71	7,149	137	367	197	7,966	

注：1 「措置不能」とは、公害発生源である対象の立ち去り等によって、確認できないもの、あるいは、警察や行政機関によっては、何ら措置がとれないものをいう。  
2 その他は、振動、地盤沈下、土壌汚染、電波障害等である

表2-10-10 公害関係事犯検挙状況（平成4年中）

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	悪臭	廃棄物	合計
検挙件数	0	0	0	24	24



表 2 - 1 0 - 1 1 農業関係の苦情処理状況 (平成 4 年度)

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況 (苦情内容)	措置
土壌汚染	工場からの油の地下浸透	4. 4. 30	農作物	柏原市 本郷	農作物の生育障害	現地調査したところ、工場から油が地下浸透したことが原因と判明した。 土壌分析や農作物への影響を調査した結果、原因者に対して、田の土壌の入替えと工場内の油の流出防止対策を指導、原因者がこれらの対策を実施した。 (5. 5. 14完結)

## 第 2 公害紛争の処理

### 1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和 4 5 年法律第 1 0 8 号）に基づき、国にあっては公害等調整委員会、都道府県にあっては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争についてあつせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続きにより、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和 4 5 年 1 1 月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和 2 7 年大阪府条例第 3 9 号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、1 5 名の委員により紛争の解決に当たっている。